

障害児入所施設の概要(基準等)

○ 福祉型(病院であることを要件としない障害児入所施設)

施設類型	対象者	職員配置		設備基準			
知的障害児施設	知的障害のある児童	児童指導員 保育士 嘱託医 栄養士 調理員 職業指導員 (職業指導を行う場合)		居室 調理室 浴室 便所 医務室 静養室			
第2種自閉症児施設	自閉症を主たる症状とする児童であって病院に收容することを要しないもの					医師 看護師	
盲児施設	盲児(強度の弱視児を含む)					講堂・遊戯室 訓練室 職業指導に必要な設備 音楽指導に関する設備	
ろうあ児施設	ろうあ児(強度の難聴児を含む)					講堂・遊戯室 訓練室 職業指導に必要な設備 映写に関する設備	
肢体不自由児療護施設	病院に收容することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なもの					訓練室 屋外訓練場	

障害児施設等の概要(基準等)

○ 医療型(病院であることを要する障害児入所施設)

施設類型	対象者	職員配置		設備基準			
第1種自閉症児施設	自閉症を主たる症状とする児童であつて病院に収容することを要するもの	医療法に規定する病院として必要な職員 児童指導員 保育士		観察室 静養室			
肢体不自由児施設	肢体不自由のある児童			理学療法士又は作業療法士 職業指導員 (職業指導を行う場合)		医療法に規定する病院として必要な設備 訓練室 浴室 ギブス室・訓練室 屋外訓練場・講堂 図書室 特殊手工芸等の作業を指導するに必要な設備 義肢装具を製作する設備(他に適当な施設があるときは設けることを要しない)	
重症心身障害児施設	重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複する児童			理学療法士又は作業療法士 心理指導を担当する職員		観察室 静養室 看護師詰所	

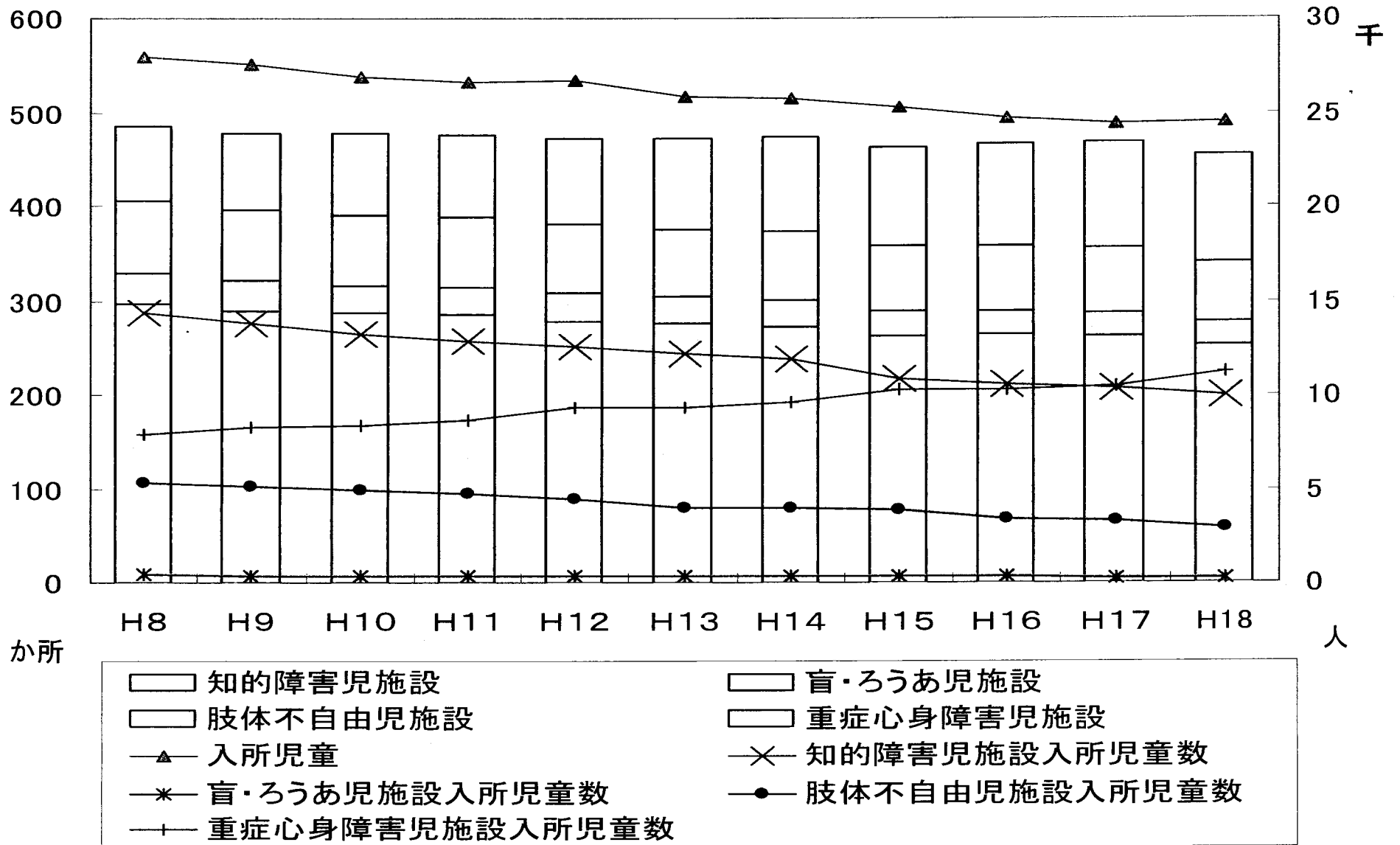
障害児入所施設の概要(予算)

(定員規模別30人 単価 地域加算がない場合)

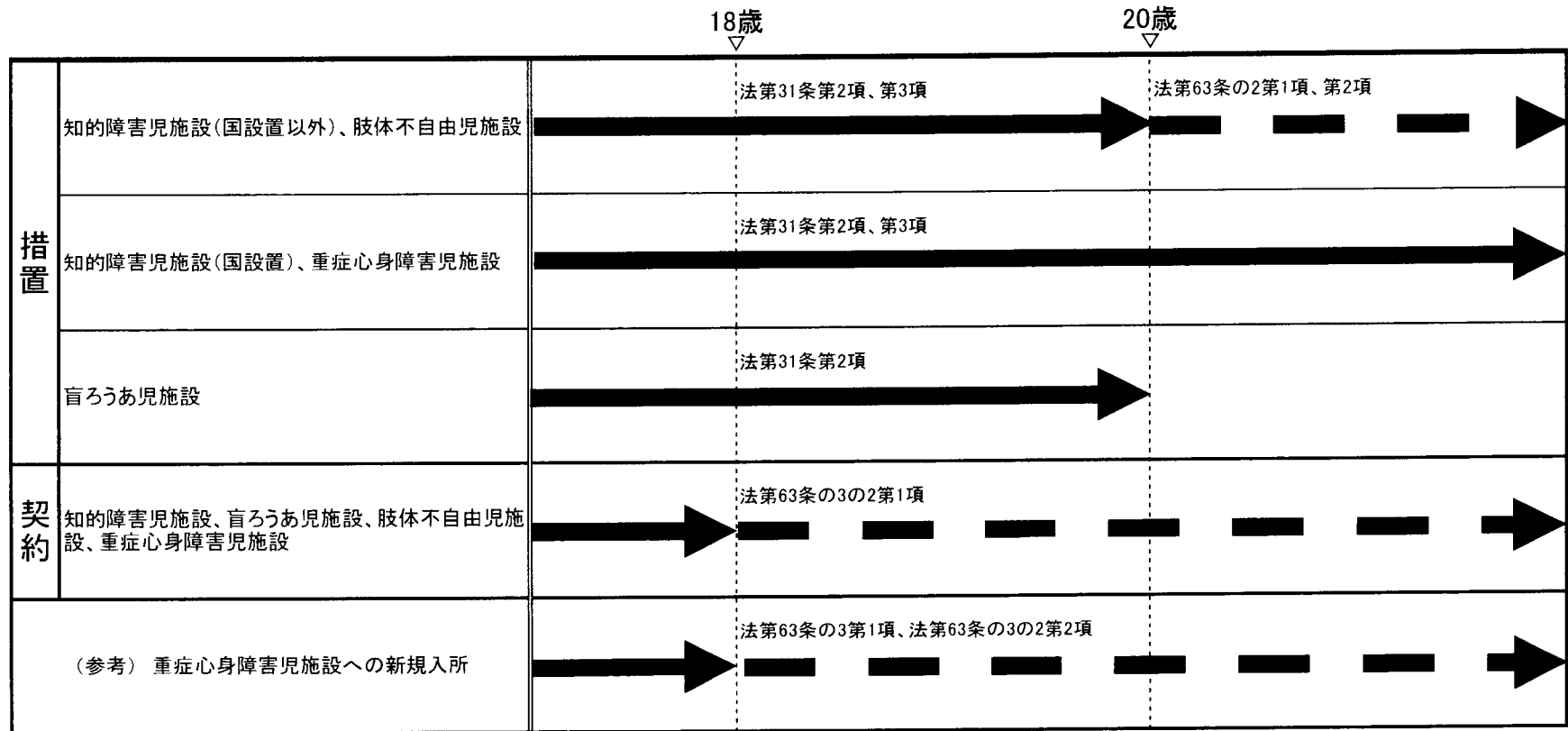
施設類型	予算	予算上の基準	基本単価	30日利用した場合	その他
知的障害児施設	法律に基づく負担金 国 1/2 指定都市 児童相談所設置市 1/2	児童指導員・保育士4.3:1 施設長、介助員、事務員、嘱託医 (2名)、(栄養士、調理員)	667単位 (+57単位)	200,100円 (217,200円)	この一部について、利用者が定率負担する。また、調理員等の人件費及び調理員については、原則自己負担 ※ その他職員加配や障害程度に応じた加算制度あり
第1種自閉症児施設		児童指導員・保育士 6.7:1	309単位 (+医療費)	92,700円+医療費	
第2種自閉症児施設		児童指導員・保育士4.3:1 施設長、介助員、事務員、医師、看護師(2名)、嘱託医(2名)、(栄養士、調理員)	662単位	198,600円	
盲児施設		児童指導員・保育士 5:1 (幼児の場合 4:1)	606単位 (+57単位) (+78単位)	181,800円 (198,900円) (222,300円)	
ろうあ児施設		施設長、介助員、事務員、嘱託医 (2名)、(栄養士、調理員) ※ろうあ児施設は、嘱託医1名	602単位 (+57単位) (+78単位)	180,600円 (197,700円) (221,100円)	
肢体不自由児施設		児童指導員・保育士 10:1 (少年の場合 20:1)	136単位 (+医療費)	40,800円+医療費	
肢体不自由児療護施設		児童指導員・保育士3.5:1 施設長、介助員、事務員、看護師 (50人までは3名)、嘱託医、(栄養士、調理員)	699単位	209,700円	
重症心身障害児施設		児童指導員、保育士	862単位 (+医療費)	258,600円 +医療費	

※ ()は、小規模加算と幼児加算

障害児施設の施設数及び利用児童数の推移(入所施設)



在所期間の延長措置について



障害児施設の利用者の年齢構成について(入所)

	乳幼児 (0歳～6歳)	学齢期・青年期 (7歳～17歳)	加齢児 (18歳以上)
知的障害児施設	3.2%(311名)	56.8%(5,568名)	40.1%(3,929名)
自閉症児施設	3.4%(8名)	67.2%(158名)	29.4%(69名)
盲児施設	5.8%(8名)	81.0%(111名)	13.1%(18名)
ろうあ児施設	12.1%(20名)	81.2%(134名)	6.7%(11名)
肢体不自由児施設	31.3%(854名)	59.9%(1,634名)	8.9%(242名)
肢体不自由児療護施設	9.7%(23名)	43.5%(103名)	46.8%(111名)
重症心身障害児施設	2.8%(319名)	10.1%(1,131名)	87.1%(9,765名)

〈社会福祉施設等調査報告(H18. 10. 1現在)〉

障害児施設と障害者支援施設の居室・廊下の基準比較

	居室		廊下幅
障害児施設 (福祉型)	1室の人数 15人以下	1人あたり3.3㎡以上	適用無し
障害児施設 (医療型)	(療養病床のみ) 1室の人数 4人以下	患者2人以上の場合 1人あたり4.3㎡以上	廊下幅 1.8㎡以上 (両側に居室ある場合は、2.1㎡以上)
		(小児のみ) 上記の2/3以上で可。 ただし、一の病室の床面積は6.3㎡ 以下であってはならない。	(療養病床のみ) 廊下幅 1.8㎡以上 (両側に居室ある場合は、2.7㎡以上)
障害者支援施設	1室の人数 4人以下	1人あたり9.9㎡以上	廊下幅 1.5㎡以上 (中廊下は、1.8㎡以上)

経過的障害者支援施設 (支援費対象施設)	1室の人数 原則として4人以下	1人あたり6.6㎡以上 (支援費の建物)	廊下幅 1.35㎡以上 (支援費の建物)
		1人あたり3.3㎡以上 (支援費以前の建物)	適用無し (支援費以前の建物)

障害児施設と障害者支援施設の設備概要

	設備		特別な配慮
知的障害児施設	居室、調理室、浴室、便所、 静養室、 医務室（30人以上）	職業指導に必要な設備 （児童の年齢、適性等に 応ずる）	
第2種自閉症児施設	居室、調理室、浴室、便所、静養室、医 務室		
盲児施設	居室、講堂、遊戯室、調理室、浴室、便 所、医務室（30人以上）、静養室（3 0人以上）	訓練室、職業指導に必要な設 備、音楽に関する設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の傾斜を緩やかにすること ・ 便所の手すり、特殊表示等身体の機能 の不自由を助ける設備
ろうあ児施設	居室、講堂、遊戯室、調理室、浴室、便 所、医務室（30人以上）、静養室（3 0人以上）	訓練室、職業指導に必要な設 備、映写に関する設備	
肢体不自由児療護施設	居室、医務室、静養室、調理室、 浴室、便所	訓練室、屋外訓練場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の傾斜を緩やかにすること ・ 浴室及び便所の手すり等身体の機能の 不自由を助ける設備を設けること。
第1種自閉症児施設	医療法に規定する病院として必要な設備、観察室、静養室、訓練室、浴室		
肢体不自由児施設	医療法に規定する病院として必要な設備、ギブス室、訓練室、屋外訓練場、講堂、図書室、特殊手 工芸等の作業を指導するに必要な設備、義肢装具を製作する設備（他に適当な施設があるときは 設けることを要しない）、浴室		
重症心身障害児施設	医療法に規定する病院として必要な設備、観察室、静養室、訓練室、看護師詰所、浴室		
障害者支援施設	訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面場、便所、相談室		

障害児入所施設の概要(児童福祉最低基準)

○ 福祉型(病院であることを要件としない障害児入所施設)

施設類型	職員配置		
知的障害児施設	児童指導員及び保育士 おおむね児童の数を4.3で除して得た数以上	嘱託医(精神科の診療に相当の経験を有する医師)	栄養士(41人以上) 調理員 (調理業務を全部委託する場合を除く。) 職業指導員 (職業指導を行う場合)
第2種自閉症児施設		医師(上に同じ) 看護師(児童20人につき、1人以上)	
盲児施設	児童指導員及び保育士 乳児又は幼児おおむね4人につき1人以上 少年おおむね5人につき1人以上	嘱託医 (眼科又は耳鼻いんこう科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。)	
ろうあ児施設			
肢体不自由児療護施設	児童指導員及び保育士 乳児又は幼児おおむね3.5で除して得た数以上	嘱託医 看護師	

(参考) 障害者支援施設

障害者支援施設 (生活介護を行う場合)	医師 看護職員 理学療法士又は作業療法士 生活支援員 サービス管理責任者	利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 生活介護の単位ごとに1人以上 生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合に、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 生活介護の単位ごとに、3:1~6:1(1人以上は常勤) 平均障害程度区分に応じて必要な数 利用者数60人以下:1人以上 利用者数60人以上:利用者数が60人を超えて40又はその端数を増す毎に1人を加えて得た数以上 1人以上は常勤
------------------------	--	---

障害児入所施設の概要(児童福祉最低基準)

○ 医療型(病院であることを要件とする障害児入所施設)

施設類型	職員配置		
第1種自閉症児施設	医療法に規定する病院として必要な職員 児童指導員 保育士(※)		自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。
肢体不自由児施設		理学療法士又は作業療法士 職業指導員 (職業指導を行う場合)	肢体不自由児施設の長及び医師は、肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師でなければならない。
重症心身障害児施設		理学療法士又は作業療法士 心理指導を担当する職員	重症心身障害児施設の長及び医師は、内科、精神科、神経科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

※ 第1種自閉症児施設の児童指導員又は保育士の総数は、通じておおむね児童の数を6.7で除して得た数以上

利用者側から見た障害児施設と障害者支援施設等の比較

【20歳以上の障害児施設と障害者支援施設等利用者の場合】

	根拠条文	利用者負担	支給決定期間	障害程度区分	障害種別	実施主体
障害児施設	児童福祉法	【収入】 原則本人の収入 【軽減】 個別減免	3年以内	判定不要	障害種別あり	都道府県
障害者 支援施設 (生活介護) 療養介護	障害者 自立支援法	【収入】 原則本人の収入 【軽減】 個別減免	3年以内	判定必要 生活介護利用者 (障害程度区分4 以上) 療養介護利用者 (障害程度区分5 以上)	障害種別なし	市町村

児童養護施設等と障害児施設との比較

児童養護施設等

- ・児童養護施設に入所している児童の20.2%は、障害等あり。その内、知的障害8.1%、肢体不自由児0.4%。また、ADHD1.7%となっている
- ・児童自立支援施設に入所している児童の27.3%は、障害等あり。その内、知的障害8.6%、ADHD7.5%、
- ・情緒障害児短期治療施設の59.5%が障害等あり。その内、知的障害8.3%、ADHD9.1%
(平成15年児童養護施設入所児童等調査)

障害児施設

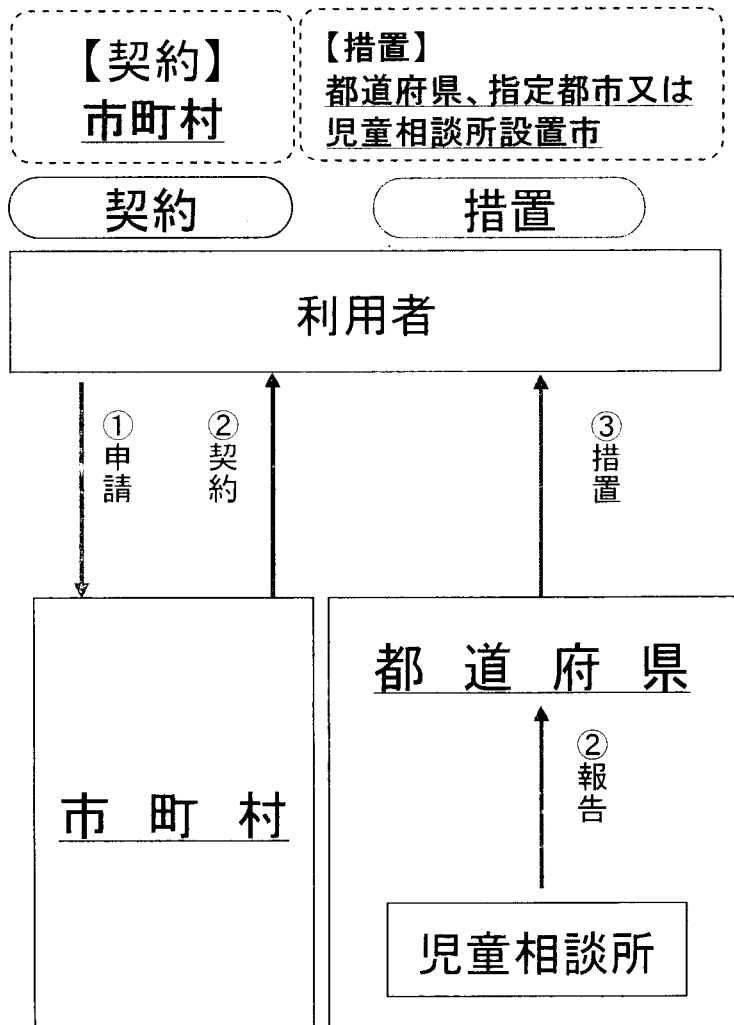
- ・知的障害児施設や肢体不自由児施設に入所している児童の大部分は、社会的養護を必要としている児童。知的障害児施設の入所理由を見ると、養育能力28.1%、離婚等12.4%、虐待・養育放棄が11.3%。平成17年度については、入所数の30.4%が虐待による入所。
(平成18年度全国知的障害児・者施設実態調査報告書)
- ・肢体不自由児施設に入所している児童の4%は、被虐待児。
(「療育施設に入所している被虐待児童についての研究・調査」、平成15年度子育て支援基金事業)

障害児支援に関する現行制度

サービス分野	根拠法	実施主体	備考
<p style="text-align: center;">在宅</p> <p>(居宅介護・児童デイサービス等)</p>	<p>障害者自立支援法</p>	<p>市町村</p>	<p>障害種別による区別なし</p>
<p style="text-align: center;">通所</p> <p>(知的障害児通園施設・肢体不自由児施設 等)</p>	<p>児童福祉法</p>	<p>都道府県 指定都市 児童相談所設置市</p>	<p>障害種別による区別あり</p> <p>(例)</p> <p>知的障害児通園施設: 知的障害</p> <p>重症心身障害児施設: 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複 等</p>
<p style="text-align: center;">入所</p> <p>(重症心身障害児施設・知的障害児施設 等)</p>			

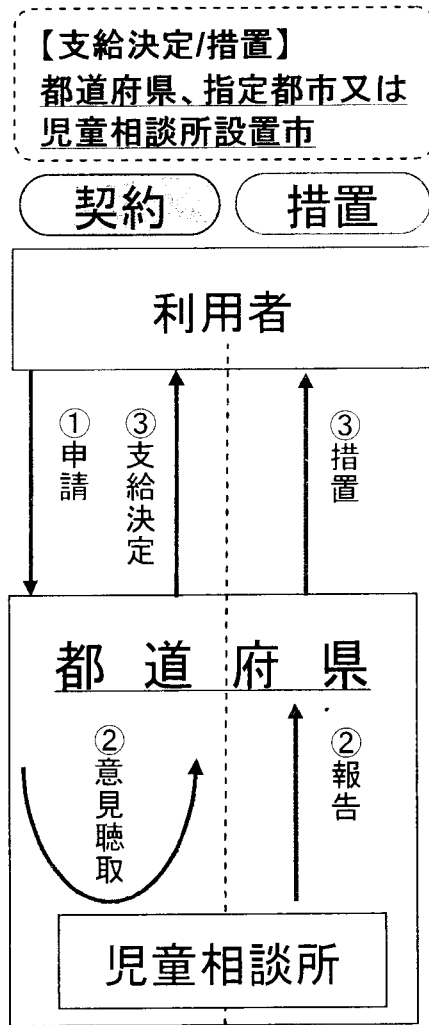
障害児施設などの実施主体

＜保育所＞＜児童養護施設等＞
 (児童福祉法) (児童福祉法)



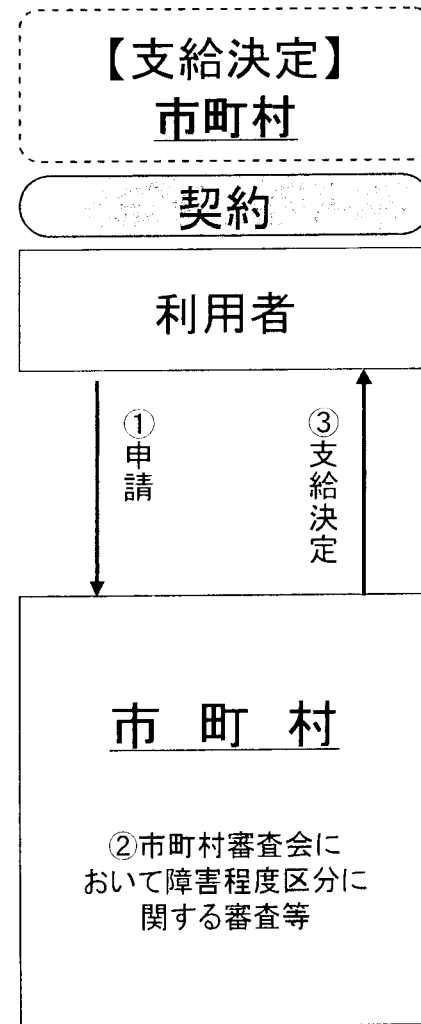
※ 市町村に通告する場合もある。

＜障害児＞
 (児童福祉法)



※ 市町村に通告する場合もある。

＜障害者＞
 (障害者自立支援法)



①相談(通告) ※

措置と契約の取扱いについて

原則として障害児施設の利用は契約によることとなるが、児童相談所が下記の事由のいずれかに合致すると判断した場合には、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行うものとする。(障害児施設給付費等の支給決定について(平成19年障発0322005号))

- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
- ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

等の具体的事例

- ・ 親が養育拒否(親に対する指導を児童相談所が行っても、改善されない場合)をしている場合
- ・ 親が障害を受容できず、健常児と同じ育児に固執し、児童に悪影響を与える場合
- ・ 家庭環境の問題によって、児童を家庭から引き離さなければ、児童の成長に重大な影響を与えると判断された場合